

基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方

平成26年度の基本構想の中間見直しにおける基本的な考え方を整理する。

1 総合計画の構成と基本構想の位置づけ

- ・本市の総合計画は、【基本構想－実施計画】の2層構造となっている。
- ・基本構想は、中長期（20～30年）な展望に基づいて、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針を定めたもの。
- ・実施計画は、基本構想に定めた政策・施策目標を達成するために実行する具体的な事業内容を示したもの。

○基本構想

【将来の都市像】20～30年先を見据えた望ましい将来像

【基本理念】現状や10年間の見通しを踏まえた政策展開の基本的な指針

【政策共通認識】政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項

【政策目標】10年間で基本理念の達成のために目指すもの

【施策目標】10年間で政策目標の達成のために目指すもの

2 基本構想の見直しに向けて

(1) 基本構想の見直しの基本的考え方

- ・基本構想は中長期的な展望に基づき、将来に向かって進むべき方向性を、市民提案会議をはじめ多くの市民の参画のもと3年の歳月をかけ策定したものである。そのため、市政運営の継続性・一貫性の観点から、短期間に基本構想の方向性を大きく変更するべきではない。
- ・しかしながら、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題へ適確に対応するため、次の見直しの視点に基づき、必要に応じた基本構想の一部見直しを行う。

①安全・安心なまちづくりの更なる強化

平成23年に発生した東日本大震災は、市民に防災・減災の意識・関心を高め、平常時から災害発生後の対応について検討することの必要性な

ど、様々な教訓を示している。また、高度成長期に一斉に建設された道路や下水道、学校をはじめとする公共施設など社会インフラの更新時期を迎え、全国的にも社会インフラの老朽化対策及び維持管理などについて、喫緊の課題となっている。

上記2つの課題から、市民の安全・安心の更なる向上という視点から見直しを行う。

○見直しのポイント

戦略的な防災・減災対策

社会インフラの老朽化対策、維持管理

②急速な少子高齢化への対応

少子高齢化の急速な進行に伴い、市内において、浜見平地区や鶴が台地区などでは高齢化率が既に40%を超えている。高齢世代をはじめとする様々な人たちが住み慣れた地域で支え合い、健康的かつ安心していきいきと暮らすことができ、また、子育て世代にとっては、子どもを産み育てやすい環境が整い、多様な世代の交流の場の確保及び促進など、急速な少子高齢化の進行に対応し、長寿社会の実現に向けたまちづくりへの取り組みという視点から見直しを行う。

○見直しのポイント

豊かな高齢社会に向けた
まちづくりへの取り組み

生涯を通じた健康
づくりの推進

産み、育てやすい
子育て環境の整備促進

③地方分権の更なる進展への対応

地方へのさらなる権限移譲が進む中、身近な生活課題に対し、茅ヶ崎市独自の利便性の高い市民サービスの提供の仕組みづくりや近隣自治体との連携による効率的・効果的な行政サービスの推進という視点から見直しを行う。

○見直しのポイント

身近な生活課題に対応する効率的・効果的な行政サービスの推進
(広域行政の取り組み、権限移譲による市民サービスの向上)

(2) 見直しの範囲

- ・基本構想の見直しにあたり、市政の基礎的情報となる人口推計、財政推計、土地利用に関する現況については、最新の調査結果に更新する。
- ・基本構想の「将来の都市像」、「基本理念」、「政策共通認識」については、同構想の基本的な方向性を示すものであり、市政運営の継続性・一貫性の観点から変更すべきではないため、見直しの範囲外とする。
- ・また、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題へ対応するため、「政策目標」及び「施策目標」を見直しの範囲とする。

(3) 見直しに向けた進め方

- ・基本構想の見直しにおいては、3つの視点による再検証に加え、庁内横断的な枠組みによる検討会を設け、見直しを進める。
- ・自治会連絡協議会での説明会や分野別懇談会の開催、パブリックコメントの実施など、市民意見を反映した見直しを進める。
- ・政策・施策評価の実施とあわせ、基本構想の見直しを行うことで、外部評価等による評価結果を踏まえた見直しを行うものとする。

3 見直しの主なスケジュール

平成25年度	下期	基本的考え方（素案）の作成 庁内説明会
平成26年度	4～6月	庁内検討会議、基本構想の見直し（素案）の作成
	7～9月	基本構想の見直し（素案）のパブコメ・各種懇談会・庁議
	8月中	政策・施策評価（内部評価→外部評価→市長評価）の評価結果を見直し（案）に反映
	10月	基本構想の見直し（案）・組織改正の議決準備
	12月	基本構想・組織改正の議決
	3月	公表 第3次実施計画策定の基本方針の策定・庁内説明会
平成27年度	4月	新組織体制のスタート、実施計画作成の開始
	6月	実施計画事業採択（案）の作成

- 7～8月 実施計画地区・分野別懇談会の実施
事務事業評価結果（内部評価→外部評価→市長
評価）の反映
- 11月 実施計画（素案）のパブコメ
- 3月 実施計画公表